

「今年もWebで!!」

笑いDE学ぶ 消費者トラブル



出演者



森田まりこ
(吉本新喜劇)



見取り図

開催期間

令和3年7月8日(木)～8月31日(火)

プログラム

- ・詐欺サイトによるトラブル
- ・誰でも簡単に稼げる?!
ネットでのもうけ話によるトラブル
- ・未成年者の契約によるトラブル
- ・エステや美容医療によるトラブル
- ・消費者が意見を伝える際のポイント
- ・クイズ、アンケート

参加方法

下のQRコード、または「大阪府消費生活センター」のHPから参加してね。クイズとアンケートに答えてくれた方の中から、抽選で10名様に見取り図のお二人と森田まりこさんのサイン色紙をプレゼント!



Webページイメージ

大阪府 笑いDE学ぶ消費者トラブル

検索



主催 大阪府消費生活センター

問合せ先

(受託事業者) 公益財団法人 関西消費者協会

TEL 06-6612-2330 FAX 06-6612-0090

E-mail staff@kanshokyo.jp

URL <http://www.kanshokyo.jp/web/kouza/2021c/summer.html>



消費者教育推進大使
もずちゃん

気をつけて！若者に多い消費者トラブル！ 困ったときは、大阪府消費生活センターへ

●詐欺サイトによるトラブル●

ずっと欲しかったスニーカー。ネットで
すごく安く売っていたので即買いしたけど・・・
続きはウェブサイトで！



●未成年者の契約によるトラブル●

スキューバダイビングができたらかっこいい！
と二人でスキューバダイビング教室の契約をした。
でも、結構高くて、契約をやめたい！
・・・続きはウェブサイトで！



●エステや美容医療によるトラブル●

脱毛エステのお試しチケットをもらった。体験したら、
続けてみたくなったので契約したけど・・・
・・・続きはウェブサイトで！



被害にあった・被害にあいそうになった・被害にあった人の話を聞いた
そんなときは一人で悩まず相談しよう！

消費者ホットライン 188 (いやや!) 番 (局番なし)

お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します。

◆大阪府消費生活センター公式 Twitter

https://twitter.com/osaka_shouhi



◆大阪府消費生活センターホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>



◆メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/soudan/mailmagazine.html>

被害にあわないための最新情報を毎月発信！



消費者教育推進大使
もずやん

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM 棟 3F

TEL 06-6616-0888 (消費生活相談) FAX 06-6612-0090